

共同物流等の促進に向けた研究会 設置要綱

平成30年11月22日

(名称)

第1条 本会議は、「共同物流等の促進に向けた研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、共同物流等を取り巻く現状と課題を的確に把握し、関連する物流政策を推進するため、国土交通省と学識経験者、関係省庁等により、問題意識の共有及び対応方策の検討を行い、物流政策の企画立案に反映することを目的とする。

(構成)

第3条 研究会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

(座長)

第4条 研究会には座長を1名置く。

2 座長は、研究会の会務を処理し、研究会を代表する。

(会議)

第5条 座長は、研究会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

4 研究会の内容は、非公開とする。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、国土交通省総合政策局物流政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成30年11月22日から施行する。

別紙

共同物流等の促進に向けた研究会 委員名簿

(敬称略)

<有識者>

- 納富 信 早稲田大学理工学術院教授
- 一柳 創 大和証券株式会社エクイティ調査部チーフアナリスト
- 二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授
- 北條 英 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
JILS 総合研究所ロジスティクス環境推進センター センター長
- 矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授

<国土交通省>

- 松本 年弘 大臣官房物流審議官
- 山田 輝希 総合政策局物流政策課長
- 野口 透良 総合政策局物流政策課企画室長

<経済産業省>

- 島田 勘資 大臣官房審議官 (商務・サービス担当)
- 伊奈 友子 商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室長

(オブザーバー)

- 平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長
- 多田 浩人 国土交通省大臣官房参事官 (物流産業)

(事務局)

- 国土交通省 総合政策局物流政策課